

埼労発基0430第1号  
令和6年4月30日

関係団体等の長 様

埼玉労働局長  
(公印省略)

労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について

標記について、令和6年4月25日付け基発0425第1号をもって、厚生労働省労働基準局長から別添のとおり通達がありましたので、傘下の会員等に対する周知に御協力を賜りますよう、よろしく願いいたします。